

入札参加資格変更届について

入札参加資格決定通知書を受領した後、次に掲げる事項に変更があった場合には、遅滞なく、一般競争（指名競争）入札参加資格申請書変更届を提出してください。

1 建設工事

(1) 県内建設業者の場合

- (ア) 商号又は名称
- (イ) 代表者の氏名
- (ウ) 資本金
- (エ) 主たる営業所の所在地，郵便番号又は電話番号
- (オ) 一般建設業又は特定建設業の別
- (カ) 建設業の許可に係る建設工事の種類

(2) 県外建設業者の場合

- (ア) (1)に掲げる事項
- (イ) 主たる営業所以外の営業所（県内に存するものに限る）の名称，所在地，郵便番号又は電話番号

(3) 経常建設共同企業体及び特定建設共同企業体の場合

- (ア) 共同企業体協定書に記載された事項

なお、次に掲げる事由が生じたときも、遅滞なく、届け出てください。

(1) 県内建設業者及び県外建設業者の場合

- (ア) 建設業の許可の取消し
- (イ) 建設業の許可の失効
- (ウ) 営業の停止
- (エ) 営業の休止又は廃止

(2) 経常建設共同企業体及び特定建設共同企業体の場合

- (オ) 構成員に係る(1)に掲げる事由

また、次に掲げる事項は届出事由に該当しませんので、ご留意ください。

- (ア) 委任先（営業所長の氏名）に関する事項
- (イ) 代表印に関する事項

## 2 建設コンサルタント業務等

### (1) 県内建設コンサルタント等の場合

(ア) 商号又は名称

(イ) 代表者の氏名

(ウ) 主たる営業所の所在地，郵便番号又は電話番号

(エ) 主たる営業所以外の営業所（県内に存するものに限る），所在地，郵便番号又は電話番号

(エ) 業務ごとの登録に係る登録番号

### (2) 県外建設コンサルタント等の場合

(ア) (1)に掲げる事項

(イ) 茨城県を管轄する支店又は営業所の名称・住所・電話番号・郵便番号

なお，業務ごとの登録の取消し，抹消若しくは消除又は失効したとき，営業を休止又は廃止したときも速やかに報告してください。

また，次に掲げる事項は届出事由に該当しませんので，ご注意ください。

(ア) 茨城県を管轄する支店又は営業所の長（氏名等）に関する事項

(イ) 代表印に関する事項